

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から56年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から56年3月まで

私は、産婦人科医院勤務後、自営業を始めた。その産婦人科医院での継続治療が必要であったので、すぐに市役所で国民健康保険に加入した。その時、窓口の職員に「国民年金もセットだから。」と言われたので、国民年金にも加入し、付加保険料も合わせて納付していたはずである。しかし、社会保険事務所の記録では、昭和53年10月から56年3月までの期間が未加入期間とされているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、未納は無い上、厚生年金保険資格喪失後の国民年金への加入手続についてもすべて適切に行っている。

また、申立人に聴取した保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致している上、「毎月、いつも買い物で利用していたスーパーに行った時に、市役所に寄って国民健康保険料と一緒に納付していた。」との申立内容は具体的で不自然さは見られない。

さらに、申立人は、「58歳のころ、社会保険事務所へ年金相談に行った際、年金加入記録は全く無いと言われたが、1年後くらいに、Aと言う男性の記録になっていたと連絡があった。」と主張しており、行政側に記録管理の不備があったものと考えられる。

加えて、申立人は申立期間前後の国民年金加入期間は、付加保険料を含めて納付していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から同年9月までの期間及び55年1月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年7月から同年9月まで
② 昭和55年1月から61年3月まで

私は起業するため会社を退職した後、厚生年金保険の任意継続に加入し受給資格を取得した。その後も引き続いて国民年金に任意加入し、先に任意加入していた妻が夫婦二人分の保険料と私の付加保険料を合わせて納付していた。しかし、ねんきん特別便では、妻は納付済みであるのに私には未納や未加入の期間があった。当時、確定申告等は税理士に委託しており、その時の職員も証言してくれるはずで、未納や未加入期間があるとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、厚生年金保険の任意継続保険に加入し、受給資格を取得した後、国民年金に任意加入し、納付済みとされている期間は一部を除いて付加保険料を含めて納付している上、厚生年金保険の脱退手当金を受給した申立人の妻に国民年金の任意加入を勧めるなど、納付意識が高かったと考えられる。

また、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、保険料の未納は無く申立期間も納付済みであり、申立内容に不自然な点は見当たらない。

さらに、当時、申立人が決算経理等を委託していた税理士事務所に勤務していた事務員は、「確定申告等の際は市役所に国民年金保険料の納付額を確認して申告書に記入していたが、申立人とその妻の国民年金保険料が途中から妻だけになったことは無かったと思う。申立人とその妻の人柄や会社の経営状態からも、国民年金の未納や、脱退は無いと思う。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から37年3月までの期間及び37年8月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から37年3月まで
② 昭和37年8月から38年3月まで

A市の集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していた。

集金人が定年前後の^{きやしや}華奢な感じの男性であり、今でも顔がはっきりと思い浮かぶ。保険料を納付した後、国民年金手帳に検認印を押してもらっていた。

申立期間が未納とされているが、間違いなく納付したので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が始まった昭和36年4月から60歳になるまで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、その納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時の保険料の納付方法や集金人の^{ふうぼう}風貌を具体的に証言しており、その主張に不自然さは見られない。

さらに、当時の申立人世帯の生活状況に特に問題があったとは認められず、申立期間のみ未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 9 月まで

母親が昭和 61 年 4 月ごろに私の国民年金の加入手続をして、未納分の保険料として 20 数万円を一括納付してくれた。

平成 15 年 10 月 9 日に A 社会保険事務所で年金相談した際に、未納期間は無いと言われたのに、今回、申立期間が未納とされていることが分かった。納得がいかないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の保険料を納付したとされる申立人の母親は、申立期間を含めた昭和 43 年 1 月から 61 年 3 月まで国民年金に任意加入し、その後第 1 号被保険者となった期間も含め 60 歳になるまで保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の母親が納付したとする金額は、申立期間を含めた昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料の額とおおむね一致している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 5 月 20 日に払い出されており、58 年 4 月 1 日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることから、申立期間の一部については、時効により制度上保険料を納付することができない期間に当たるが、B 社会保険事務局では、当時は時効を過ぎた期間の保険料について収納していたこともあり、申立てのとおり 58 年 4 月分からの保険料を一括納付した可能性も否定できないと回答している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年6月から9年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月
② 平成8年6月から9年2月まで

社会保険庁の記録では、申立期間は未加入期間とされているが、厚生年金保険から国民年金に切り替わったときには、A市役所で国民健康保険と国民年金に加入し、それぞれの保険料を納付書により納付していたので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

二つの申立期間のうち、申立期間②については、申立人は、国民健康保険の加入手続をした際に、国民年金の加入手続も自動的にされていたと主張しているところ、当時、A市では、「国民健康保険被保険者資格取得・喪失届」と「国民年金被保険者異動届」とが2枚複写となっており、申立人の同期間における国民健康保険の被保険者資格が確認できる。

また、申立人は、申立期間後にA市において複数回、国民健康保険の被保険者資格を取得しているが、そのいずれの時期においても、国民年金の被保険者資格も取得していることから、申立期間②のみ国民年金の被保険者資格が無いとされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き、厚生年金保険から国民年金への複数回の切替手続をいずれも未納期間を生じさせることなく適切に行っており、申立人の家族の保険料の納付状況をもみても、全員が国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、その納付意識は高かったものと考えられる。

一方、申立期間①については、申立人の国民健康保険の被保険者資格も確認できず、申立人自身の記憶も曖昧^{あいまい}であるため、国民年金への加入状況、保険料

の納付状況等が不明であり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる
周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平
成8年6月から9年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認めら
れる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年6月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月18日から同年12月20日まで

私は、昭和31年2月1日にA社に入社し、関連会社であるB社勤務を経て39年8月31日に退社した。社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、38年6月18日から同年12月20日までは厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

しかし、この期間は、B社からA社に配属が変わっただけで、継続して勤務していたことは間違いないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び従業員慰安旅行の写真から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和38年6月18日にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和38年12月の社会保険事務所の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に全喪しており、当時の代表者とも連絡が取れないため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年4月1日から32年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を25年4月1日に、資格喪失日に係る記録を32年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、25年4月から28年10月までは2,000円、同年11月から32年7月までは3,000円、同年8月から同年10月までは5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から32年11月30日まで
私は、申立期間にA事業所に勤めていた。当時の同僚が皆年金を受給しているのに、なぜ私だけ年金を受給できないのかずっと疑問に思っていた。厚生年金保険の加入記録が漏れていないか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述並びに当時のA事業所の従業員及び業務内容に関する申立人の申立内容から判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和25年4月1日から32年10月31日までの期間について、A事業所に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人は、昭和25年4月ごろに正社員として入社し、32年11月ごろ結婚のため退職した。」旨の供述をしている。

さらに、申立人と同時期に当該事業所に勤務し、同じ業務に従事していたとされる同僚6人には、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる。

加えて、申立人及び同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致すること、

及び申立人と同じ業務に従事していた当時の複数の同僚が「厚生年金保険には、入社時に会社から加入意思の有無を聞かれることなく、強制的に加入していた。」旨の供述をしていることから、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。これらを総合的に判断すると、申立期間のうち昭和25年4月から32年10月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、同一職種の同僚の社会保険事務所の記録から昭和25年4月から28年10月までを2,000円、同年11月から32年7月までを3,000円、同年8月から同年10月までを5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者の資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年4月から32年10月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和23年4月1日から25年3月31日までの期間及び32年11月1日から同年11月30日の期間については、当該事業所は既に全喪しており、同僚の証言も得られず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人は厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 601

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から5年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から5年9月まで

私は会社を退職後、しばらくの間国民年金保険料を納付していなかった。そのことで私の留守中にA市役所の職員が来て、その場で母が2、3か月分の保険料を納めてくれた。そのことで私は帰宅後、母からしかられたこと、その後、自分で市役所の窓口や郵便局で保険料を納めたことを記憶しているのに、社会保険事務所の記録では、その記録が無いとされているので納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持している年金手帳は、厚生年金保険加入中の記号番号が平成9年10月3日に基礎年金番号として付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続をした記憶は無く、申立期間前に勤務していた会社の人事担当者が厚生年金保険から国民年金への切替手続きをしてくれたと主張しているが、当該事業所に照会してもその事実は確認できなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 602

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から50年6月まで

A町自治会の回覧を見て、年金未加入や保険料未納になっていると将来年金がもらえないので大変と思い、国民年金に加入し保険料を納めていた。申立期間、B区の職員が毎月自宅へ集金に来ていた。最初は300円で最後は7,200円だったと思う。

私は、申立期間が未納となっていることについては納得できないため、申立てをした。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和50年7月23日であり、同年7月1日に任意加入として被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間となり、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和50年7月分から印紙検認印が押されており、これは社会保険庁の国民年金保険料収納記録と一致する上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 603

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和33年ごろから父親が経営する家業のAを手伝っていたが、田舎では地域の信用が無ければ商売にならないので、国民年金については父親が加入手続きを行い、保険料も納めていたと思う。したがって、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年11月16日に払い出され、35年10月1日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることが確認できることから、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 604

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月から平成 3 年 3 月まで

私が 20 歳になった時、母親が国民年金の任意加入手続を行った。母親からは、平成 3 年 4 月に、学生時代の国民年金保険料として 20 万円をまとめて納付した、あるいは、20 歳の加入時から保険料を納付してきた記憶もあると聞いていたので、申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与していないため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」は、「平成 3 年 4 月 1 日」と記載されていることから、当時、学生であった申立人は、学生が国民年金の強制加入となった平成 3 年 4 月 1 日に国民年金に加入したと考えられ、この日より前の期間については、学生は任意加入であり、さかのぼって国民年金に加入し、保険料を納付することができない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 605

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から 63 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から 63 年 4 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。

当時、同居していた亡き母親から年金の重要性について聞かされており、母の性格からすると、私が 20 歳になった時点から加入してくれていたと思う。私は、申立期間について国民年金に未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立期間に申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母は既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に、「平成元年 2 月 1 日」と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上保険料を納付することができない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月、同年6月から10年3月までの期間及び12年10月から13年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月
② 平成8年6月から10年3月まで
③ 平成12年10月から13年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、保険料を追納した事実が確認できないとの回答をもらった。

しかし、申立期間①及び②については、A町に住んでいたところに、B銀行A支店又はA郵便局で、現年度保険料と合わせて追納した記憶がある。

また、平成13年4月ごろにC町役場へ行き、追納できる期間の有無を確認したところ、窓口の女性職員から「あなたの未納は1か月と短期間なので、未納のままでも将来の年金額にあまり影響はない。」と説明を受けたので、申立期間③も含め、納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人はA町に住んでいたところに、申立期間①及び②の申請免除期間に係る保険料を、現年度保険料と合わせて2か月分ずつ、3回から4回に分けて追納したと申し立てているが、社会保険庁の納付記録と照合した結果、平成10年4月から11年1月までの保険料を、10年9月から11年3月にかけて5回に分けて納付した記録が確認でき、その保険料額が納付したとする金額とおおむね一致することから、申立人はこのことを申立期間の保険料を追納したものと混同している可能性が考えられる。

さらに、申立人は、C町役場において追納できる期間を照会したところ、職員から「未納は1か月である。」という説明を受けたとしており、申立人の記録を見ると、平成12年9月分が未納であることが確認できることから、申立人と役場職員との間で「追納できる期間」と「未納期間」の誤解が生じたため、申立人は追納する意思はあったものの保険料を追納しなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月 23 日から 47 年 9 月 2 日まで

申立期間について、A社に勤務しB社C店の店舗に派遣されていた。当時、健康保険証を使って病院に通院しており、健康保険に加入していたのに、厚生年金保険の加入期間が無いのは納得できないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、「店舗に派遣された当時のスタッフは、社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）には加入しておらず、当然、厚生年金保険料は給与から控除していない。」との回答があった。

また、A社が加入しているD健康保険組合に照会したところ、「申立期間に係る申立人の資格取得及び喪失の記録は存在せず、健康保険被保険者証は発行していない。」と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の記録は確認できず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 330

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 8 月から 35 年 9 月まで
申立期間について、A社に勤務していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の厚生年金保険被保険者としての記録は確認できなかった。

また、当該事業所に、申立期間について、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無について照会したが、これを確認できる資料が無く不明としており、申立てを裏付ける元同僚からの証言等も得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 331

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月から34年6月まで

私は、申立期間について、A社でとび職として勤務していたが、社会保険庁の記録では、同社における厚生年金保険の加入記録が無い。

証拠となる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

また、A社は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない上、当時の同僚に対し、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を照会したものの、これらを確認できる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 20 日から 29 年 6 月まで
② 昭和 29 年 6 月から 33 年 6 月まで

昭和 26 年 4 月 20 日から 29 年 6 月までは A 社に勤務し、同年 6 月から 33 年 6 月までは B 社に勤務していた。A 社に勤務時の 27 年 6 月ごろに盲腸の手術を、28 年ごろに痔の手術を受け、いずれも治療費を保険で支払った記憶がある。

これらの勤務していた期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社及びそれに類似する事業所名においても、該当する厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、申立人は、A 社の勤務時に健康保険を使った記憶があると申し立てているが、申立人が記憶する医療機関が当時実在したことは確認できるものの、既に廃業しているため、申立ての事実を確認することができない。

さらに、申立人は当時の同僚についても、名字しか記憶に無く、当時の状況をうかがえる証言を得ることはできなかった。

申立期間②については、同僚の証言により、申立人が B 社に勤務していたことは推認することができるが、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 32 年 11 月 1 日の時点では申立人は既に退職していたと複数の同僚が証言している。

また、B 社は既に全喪しており、事業主にも聴取できないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる資料や証言を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管する B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名

簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。